

「自動車分解整備事業の認証及び指定自動車整備事業の指定に係る取扱い及び指導の要領について(依命通達)」(平成14年7月1日付け国自整第63号)、「優良自動車整備事業者の特殊整備工場(車体整備作業(一種)及び車体整備作業(二種)の認定の取扱等について」(平成7年3月27日付け自整第75号)及び「優良自動車整備事業者の特殊整備工場(電気装置整備作業)の認定の取扱等について」(平成7年3月27日付け自整第76号)並びに「優良自動車整備事業者の特殊整備工場(タイヤ整備作業)の認定の取扱等について」(平成7年3月27日付け自整第77号)の一部改正について

平成20年4月
整備課

1. 改正の内容

(1)「自動車分解整備事業の認証及び指定自動車整備事業の指定に係る取扱い及び指導の要領について(依命通達)」(平成14年7月1日付け国自整第63号)

道路運送車両法第94条に基づく優良自動車整備事業者(以下「優良事業者」という。)の認定を受けた者が、同法第78条に基づく自動車分解整備事業(以下「認証事業」という。)の認証又は同法第94条の2に基づく指定自動車整備事業(以下「指定事業」という。)の指定を受けようとする場合には、以下の①、②及び③に関する事項について、優良事業者との重複、兼用を認めることとする。

- ①優良事業者の事業場管理責任者、主任技術者及び工員と認証事業の従業員並びに指定事業の事業場管理責任者、主任技術者、自動車検査員及び工員。
- ②優良事業者の「屋内現車作業場」等及び「車両置場」と認証事業の「屋内作業場」「車両整備作業場」「点検作業場」及び「部品整備作業場」を言います。)及び「車両置場」。なお、この場合、各々の整備作業等に支障がないと判断された場合に限る。
- ③優良事業者の機器類等と認証事業及び指定事業の機器類。

(2)認証事業の認証又は指定事業の指定を受けている者が、優良事業者の認定を受けようとする場合にあっては、(1)と同様に、認証事業又は指定事業との重複、兼用を認めることとする。なお、詳細は以下の通り。

(2)-1「優良自動車整備事業者の特殊整備工場(車体整備作業(一種)及び車体整備作業(二種)の認定の取扱等について」(平成7年3月27日付け自整第75号)

- ①これまでの認証事業の二級整備士(整備主任者)と優良事業者の車体整備士との兼務及び機器類の兼用に加え、認証事業と優良事業者との工員の重複を認めることとする。
- ②これまでの認証事業の「点検作業場」及び「部品整備作業場」と車体整備作業の「完成検査場」及び「その他の作業場」との兼用に加え、認証事業における「車両整備作業場」及び「車両置場」と車体整備作業の「屋内現車作業場」及び「車両置場」のそれぞれの兼用を、各々の整備作業等に支障がないと判断された場合に認めることとする。

(2)-2「優良自動車整備事業者の特殊整備工場(電気装置整備作業)の認定の取扱等について」(平成7年3月27日付け自整第76号)

- ①これまでの認証事業の二級整備士(整備主任者)と優良事業者の電気装置整備士との兼務及び機器類の兼用に加え、認証事業と優良事業者との工員の重複を認めることとする。
- ②認証事業の「屋内作業場」及び「車両置場」と電気装置整備作業の「屋内現車

作業場」、「屋内電気装置作業場」及び「車両置場」とのそれぞれの兼用を、各々の整備作業等に支障がないと判断された場合に認めることとする。

(2)-3「優良自動車整備事業者の特殊整備工場(タイヤ整備作業)の認定の取扱等について」(平成7年3月27日付け自整第77号)

- ①これまでの認証事業の二級整備士(整備主任者)と優良事業者のタイヤ整備士との兼務及び機器類の兼用に加え、認証事業と優良事業者との工員の重複を認めることとする。
- ②認証事業の「屋内作業場」及び「車両置場」とタイヤ整備作業の「屋内現車作業場」、「屋内タイヤ整備作業場」及び「車両置場」とのそれぞれの兼用を、各々の整備作業等に支障がないと判断された場合に認めることとする。

2. 今後のスケジュール(予定)

通達発出:平成20年5月

施行:平成20年5月